2023年11月1日

関係各位

株式会社LinkLife

当社の名誉を毀損する記事を公開したアフィリエイターに対する
損害賠償請求訴訟の判決について

当社は、アフィリエイトサイト「初めてでも大丈夫！WiMAX超比較」において当社の名誉を毀損する虚偽の記載を行った発信者を被告として名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起し、2022年4月6日、東京高裁(裁判長裁判官 小出邦夫)で控訴人(1審被告)による控訴が棄却され、当社の請求を認容する1審判決が確定しました。

当社は、今後も、当社に対する名誉毀損や不正競争等の違法行為に対しては必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行ってまいります。

以上